



発行 新潟県

第 92 号

平成29年12月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 46 新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）
- 47 新潟県不動産特定共同事業法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

訓 令

- 14 新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）
- 15 新潟県職員服務規程等の特例を定める規程の一部改正（人事課）

告 示

- 1253 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1254 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1255 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 1256 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 1257 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1258 換地処分の届出（農地整備課）
- 1259 公共測量の終了通知（監理課）
- 1260 道路の区域変更（道路管理課）
- 1261 道路の供用開始（道路管理課）
- 1262 都市計画の変更（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 特定調達契約の落札者等（道路管理課）
- 公聴会の開催の中止（都市政策課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの実施（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

規 則

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第46号

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業保証金の取戻公告済みの届出)</p> <p><b>第19条</b> 営業保証金規則第7条第3項の規定による営業保証金の取戻公告済みの届出は、別記第11号様式による<u>営業保証金取戻公告済届</u>によるものとする。</p> <p>(債権に係る申出書の提出がなかつた旨の証明書等の交付の請求)</p> <p><b>第20条</b> 営業保証金規則第8条第1項の規定による債権に係る申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の請求は、別記第12号様式による証明書交付請求書によるものとする。</p> <p>2 営業保証金規則第8条第2項の規定による債権の額等を記載した申出書及びその申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の請求は、別記第13号様式による申出書等交付請求書によるものとする。</p> <p>(宅地建物取引業保証協会加入証明の請求)</p> <p><b>第21条</b> 営業保証金規則第10条に規定する知事の書面を請求しようとする者は、別記第14号様式による宅地建物取引業保証協会加入証明請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第11号様式</b> (第19条関係)  <u>営業保証金取戻公告済届</u>                      (略)                      宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項(第2項)の規定に基づく営業保証金の取戻公告をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。                      (略)</p> <p><b>第12号様式</b> (その1)(第20条関係)                      証明書交付請求書(証明書)                      (略)                      下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号の規定に基づく申出書が提出されなかつたことの証明書の交付を請求します。                      (略)</p>	<p>(営業保証金の取りもどし公告済みの届出)</p> <p><b>第19条</b> 営業保証金規則第8条第3項の規定による営業保証金の取りもどし公告済みの届出は、別記第11号様式による<u>営業保証金取りもどし公告済届</u>によるものとする。</p> <p>(債権に係る申出書の提出がなかつた旨の証明書等の交付の請求)</p> <p><b>第20条</b> 営業保証金規則第9条第1項の規定による債権に係る申出書の提出がなかつた旨の証明書の交付の請求は、別記第12号様式による証明書交付請求書によるものとする。</p> <p>2 営業保証金規則第9条第2項の規定による債権の額等を記載した申出書及びその申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の請求は、別記第13号様式による申出書等交付請求書によるものとする。</p> <p>(宅地建物取引業保証協会加入証明の請求)</p> <p><b>第21条</b> 営業保証金規則第11条に規定する知事の書面を請求しようとする者は、別記第14号様式による宅地建物取引業保証協会加入証明請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p><b>第11号様式</b> (第19条関係)  <u>営業保証金取りもどし公告済届</u>                      (略)                      宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項(第2項)の規定に基づく営業保証金の取りもどし公告をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。                      (略)</p> <p><b>第12号様式</b> (その1)(第20条関係)                      証明書交付請求書(証明書)                      (略)                      下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項第3号の規定に基づく申出書が提出されなかつたことの証明書の交付を請求します。                      (略)</p>

<p><b>第12号様式 (その2) (第20条関係)</b>          証明書交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第2項第3号の規定に基づく申出書が提出されなかつたことの証明書の交付を請求します。          (略)</p>	<p><b>第12号様式 (その2) (第20条関係)</b>          証明書交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項第3号の規定に基づく申出書が提出されなかつたことの証明書の交付を請求します。          (略)</p>
<p><b>第13号様式 (その1) (第20条関係)</b>          申出書等交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出書及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を請求します。          (略)</p>	<p><b>第13号様式 (その1) (第20条関係)</b>          申出書等交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項の規定に基づく申出書及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を請求します。          (略)</p>
<p><b>第13号様式 (その2) (第20条関係)</b>          申出書等交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出書及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を請求します。          (略)</p>	<p><b>第13号様式 (その2) (第20条関係)</b>          申出書等交付請求書 (証明書)          (略)          下記の者に係る宅地建物取引業者営業保証金規則第9条第2項の規定に基づく申出書及び申出に係る債権の総額に関する証明書の交付を請求します。          (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県不動産特定共同事業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第47号**

新潟県不動産特定共同事業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県不動産特定共同事業法施行細則（平成7年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(閲覧の場所)  <b>第2条</b> 法第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿その他の書類及び法第49条に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の書類（以下「名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>	<p>(閲覧の場所)  <b>第2条</b> 法第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第14号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。ただし、別表第4産業労働観光部観光振興課の部の改正は、平成30年1月4日から実施する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「削除別表号等」という。）を削り、次の表の改正後の欄中別表の号及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の号及び別表の細目の号（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 産業労働観光部 （略） 観光振興課		別表第4（第6条関係） （略） 産業労働観光部 （略） 観光振興課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
	(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定により、 <u>全国通訳案内士の登録を拒否すること。</u> (2) 通訳案内士法第25条第1項及び第2項の規定により、 <u>全国通訳案内士の登録を取り消すこと。</u> (3) <u>通訳案内士法第25条第3項の規定により、全国通訳案内士の登録を取り消し、又は期間を定めて全国通訳案内士の名称の使用の停止を命ずること。</u> (4) <u>通訳案内士法第26条の規定により、全国通訳案内士の登録を消除すること。</u>		(1) 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定により、 <u>通訳案内士の登録を拒否すること。</u> (2) 通訳案内士法第25条及び第26条の規定により、 <u>通訳案内士の登録を抹消すること。</u>
（略） 土木部 （略） 用地・土地利用課		（略） 土木部 （略） 用地・土地利用課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)

- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定により、県計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (3) (略)
- (4) 国土利用計画法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定により、土地利用基本計画について新潟県国土利用計画審議会並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴くこと。
- (5)～(11) (略)

(略)  
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

消費生活センター所長専決事項

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第1項の規定により、販売業者等に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせ、若しくは従業員その他の関係者に質問させること。(知事が指定したものに限り。以下次号から第8号までにおいて同じ。)
- (2) 特定商取引に関する法律第66条第2項の規定により、密接関係者に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせ、若しくは従業員その他の関係者に質問させること。
- (3) (略)

(4)～(9) (略)  
(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第3項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、県計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (3) (略)
- (4) 国土利用計画法第9条第10項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定により、土地利用基本計画について新潟県国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴くこと。
- (5)～(11) (略)

(略)  
(略)

別表第5 (第14条の2 関係)

(略)

消費生活センター所長専決事項

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第66条第1項の規定により、販売業者等に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせること。(知事が指定したものに限り。以下次号から第8号までにおいて同じ。)
- (2) 特定商取引に関する法律第66条第2項の規定により、密接関係者に対し報告等を命じ、又は職員に立入検査をさせること。
- (3) (略)

(3)の2 特定商取引に関する法律第66条第4項の規定により、電気通信事業者その他の者に対し報告を求めること。

(4)～(9) (略)  
(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)・(2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を	専決事項
-------	------

有する者		有する者	
(略)		(略)	
県税部	(1) (略)	県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係	副部長	(2) 直税関係
(村上収	ア～ノ (略)	(村上収	ア～ノ (略)
税担当、	ハ <u>新潟県地域経済牽引事業の</u>	税担当、	ハ <u>新潟県産業集積の形成及び</u>
新津収税	<u>促進のための奨励措置に関す</u>	新津収税	<u>活性化のための奨励措置に関</u>
担当、柏	<u>る条例(平成20年新潟県条例</u>	担当、柏	<u>する条例(平成20年新潟県条</u>
崎収税担	<u>第16号)第2条及び第3条の</u>	崎収税担	<u>例第16号)第2条第1項の規</u>
当、十日	<u>規定により、法人の県民税等</u>	当、十日	<u>定により、不動産取得税等の</u>
町収税担	<u>の不均一課税をすること。</u>	町収税担	<u>課税免除をすること。</u>
当及び糸	ヒ <u>新潟県地域経済牽引事業の</u>	当及び糸	ヒ <u>新潟県産業集積の形成及び</u>
魚川収税	<u>促進のための奨励措置に関す</u>	魚川収税	<u>る条例(平成20年新潟県条</u>
担当を除	<u>る条例第4条の規定により、</u>	担当を除	<u>る条例(平成20年新潟県条</u>
く。)	<u>不動産取得税等の課税免除を</u>	く。)	<u>る条例(平成20年新潟県条</u>
	ズ (略)		ヒ (略)
	(3)・(4) (略)		(3)・(4) (略)
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	

◎新潟県訓令第15号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程(昭和55年4月新潟県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
<u>(5)の2 大阪事務所における催事等での情報発信</u>	
<u>の業務</u>	
(6)～(13) (略)	(6)～(13) (略)

告 示

◎新潟県告示第1253号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日

社会福祉法人 上越あたご福祉会	上越市三和区井 ノ口1718番地4	居多の里	上越市五智2丁目 1番3号	小規模多機能型 居宅介護	H29. 9. 27
社会福祉法人 上越あたご福祉会	上越市三和区井 ノ口1718番地4	居多の里	上越市五智2丁目 1番3号	介護予防小規模 多機能型居宅介 護	H29. 9. 27
社会福祉法人 御幸会	新発田市中央町 4丁目6番6号	特別養護老人ホ ーム しばた	新発田市下中山 246番1	介護予防短期入 所生活介護	H29. 9. 6
社会福祉法人 御幸会	新発田市中央町 4丁目6番6号	デイサービスセ ンターしばた	新発田市下中山 246番1	介護予防通所介 護	H29. 11. 7

## ◎新潟県告示第1254号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の 所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサー ビスの種類	廃止年月日
株式会社ライフ パートナー	燕市灰方374-4	ライフパートナー 県央ステーション	燕市灰方374-4	訪問看護	H29. 10. 31
株式会社ライフ パートナー	燕市灰方374-4	ライフパートナー 県央ステーション	燕市灰方374-4	介護予防訪問 看護	H29. 10. 31

## ◎新潟県告示第1255号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
阿賀野市デイサービスセンター永寿園	阿賀野市姥ヶ橋1104番地	H29. 10. 31

## ◎新潟県告示第1256号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	188.20

〃	土砂流出防備	〃	202.65
三面川	水源かん養	〃	699.47
〃	土砂流出防備	〃	190.45
村上市(旧村上市)	干害防備	〃	0.94
〃	保 健	〃	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備	〃	3.46
〃	保 健	〃	9.80
荒 川	水源かん養	〃	299.15
〃	土砂流出防備	〃	42.26
関川村	干害防備	〃	0.40
阿賀野川	水源かん養	〃	1108.91
〃	土砂流出防備	〃	574.04
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備	〃	0.24
〃	保 健	〃	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備	〃	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備	〃	0.38
胎内川	水源かん養	〃	88.96
〃	土砂流出防備	〃	74.36
胎内市(旧中条町)	飛砂防備	〃	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備	〃	0.12
加治川	水源かん養	〃	347.02
〃	土砂流出防備	〃	126.70
新発田市(旧新発田市)	干害防備	〃	1.04
早出川	水源かん養	〃	226.50
〃	土砂流出防備	〃	57.00
新潟市(旧新津市)	干害防備	〃	1.20
西 川	水源かん養	〃	16.14
〃	土砂流出防備	〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保 健	〃	0.98
五十嵐川	水源かん養	〃	266.79
〃	土砂流出防備	〃	219.74
刈谷田川	水源かん養	〃	116.94
〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水源かん養	〃	39.64
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	585.30
〃	土砂流出防備	〃	757.10
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	567.68
魚野川	土砂流出防備	〃	938.00
信濃川上流	水源かん養	〃	290.75
〃	土砂流出防備	〃	212.26
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76



上越市(旧柿崎町)	干 害 防 備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保 健	〃	2.38
関 川	水 源 かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.32
妙高市(旧妙高村)	防 風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干 害 防 備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干 害 防 備	〃	1.60
能 生 川	水 源 かん養	〃	266.24
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水 源 かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上 路 川	土砂流出防備	〃	95.54
大 佐 渡	水 源 かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	336.16
小 佐 渡	水 源 かん養	〃	312.38
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干 害 防 備	〃	1.66

### ◎新潟県告示第1257号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月4日から平成30年1月4日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月 1 日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	富島	換地計画書の写し	長岡市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1258号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第3項の規定により、大原(第2期)地区土地改良事業共同施行 代表 大平和芳から区画整理事業 大原(第2期)地区(全換地区)に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成29年12月 1 日

新潟県長岡地域振興局長

### ◎新潟県告示第1259号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のと

おり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成29年4月3日から平成29年9月29日まで
- 3 作業地域 新潟市全域

#### ◎新潟県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
妙高市大字下平丸字向龍1849番1から 同市大字下平丸字向龍1843番1まで	新	(A)5.4～9.4メートル	120.1メートル
		(B)5.0～9.0メートル	124.0メートル
	旧	5.4～9.4メートル	120.1メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第1261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 飯山新井線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字下平丸字向龍1849番1から同市大字下平丸字向龍1843番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年12月1日

#### ◎新潟県告示第1262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 魚沼都市計画道路
- 2 名称 3・4・3号 堀之内小出線  
3・4・7号 大石吉水線  
3・4・11号 月岡公園線

## 公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量  
新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その36）の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部情報政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年11月7日（火）
- 6 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 7 落札価格  
223,560,000円
- 8 入札公告日  
平成29年9月22日（金）
- 9 落札方式  
最低価格

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量  
税務総合オンラインシステム用パーソナルコンピュータ等の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部情報政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年8月17日（木）
- 6 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社新潟営業所  
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地
- 7 落札価格  
37,320,000円

- 8 入札公告日  
平成29年7月7日(金)
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県長岡地域振興局長 坂井 武徳

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤(塩化ナトリウム)  
25キログラム詰包装  
単価契約 予定数量7 t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県長岡市沖田2丁目173番地2
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年11月8日
- 6 落札者の氏名及び住所  
三恵株式会社  
新潟県三条市元町15番地16
- 7 落札価格  
34,560円/t
- 8 入札公告日  
平成29年9月22日
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県長岡地域振興局長 坂井 武徳

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤(塩化ナトリウム)  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量3,730 t
  - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県長岡市沖田2丁目173番地2
  - 3 調達方法  
購入等
  - 4 随意契約の相手方を決定した日  
平成29年11月8日
  - 5 随意契約の相手方の氏名及び住所  
三恵株式会社
-

新潟県三条市元町15番地16

- 6 契約価格  
19,980円/t
- 7 契約決定方式  
随意契約
- 8 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県十日町地域振興局長 高橋 和 巳

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤（塩化ナトリウム）  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量2,800 t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県十日町市妻有町西2-1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年11月8日
- 6 落札者の氏名及び住所  
NCクリエイト株式会社  
新潟県長岡市関原町1丁目1034番地1
- 7 落札価格  
20,196円/t
- 8 入札公告日  
平成29年9月22日
- 9 落札方式  
最低価格

---

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月1日

新潟県上越地域振興局長 岩澤 弘 和

- 1 調達件名及び数量  
凍結防止剤（塩化ナトリウム）  
1トン詰フレキシブルコンテナ  
単価契約 予定数量2,100 t
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課  
新潟県上越市本城町5-6
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式

- 一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成29年11月8日
  - 6 落札者の氏名及び住所  
近藤産業株式会社  
新潟県長岡市大島本町3丁目333番地
  - 7 落札価格  
19,332円/t
  - 8 入札公告日  
平成29年9月22日
  - 9 落札方式  
最低価格

#### 公聴会の開催の中止について(公告)

新潟県都市計画公聴会規則(昭和44年新潟県規則第75号)第5条の規定により、長岡都市計画の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年12月1日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 中止となる公聴会の日時  
平成29年12月9日(土) 午後1時30分から
- 2 中止となる公聴会の開催場所  
長岡市千秋4丁目197番地  
長岡造形大学 円形講義室

### 病院局公告

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全自動免疫測定装置(リース医療器械)について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年12月1日

新潟県立津川病院長 原 勝人

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
全自動免疫測定装置 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成29年12月28日(木)
  - (4) 納入場所  
新潟県立津川病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-4497  
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地  
新潟県立津川病院  
電話番号 0254-92-3311
  - (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
  - (3) 応札仕様書の提出期限  
平成29年12月6日(水)午後3時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成29年12月11日(月)午前11時00分  
新潟県立津川病院 機能訓練室
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (9) その他
    - ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
    - ② 詳細は入札説明書による。

---

#### 新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県立病院医療情報システム整備業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成29年12月1日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 業務の概要  
新潟県立病院医療情報システム整備業務(以下「本件業務」という。)
  - 2 プロポーザルの内容
-

新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

平成29年12月1日(金)から平成29年12月19日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

郵便番号950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県病院局業務課業務管理係  
電話番号025-280-5557

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。  
なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、平成29年12月22日(金)までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 平成29年12月1日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 平成29年12月1日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 次の業務を履行した実績を全て有する者であること。

ア 一般病床数150床以下の公立病院における、電子カルテを核とした医療情報システムの構築業務を履行した実績。

イ 外部のデータセンターを利用した情報システムの構築業務を履行した実績。

ウ 外部のデータセンターを利用した情報システムにおいて3年以上の運用業務を履行した実績。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成29年12月19日(火)午後5時まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立病院医療情報システム整備業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限り。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

平成30年1月16日(火)午後5時まで

(3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立病院医療情報システム整備業務提案書等在中」と朱書きしたものに限り。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等



- (1) 提出された書類は、新潟県立病院医療情報システム整備業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加資格要件を満たさない者
  - イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者
  - ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
  - エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
  - オ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
  - ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
  - イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者

#### (4) プレゼンテーションの実施

提案書（自由様式）について、プレゼンテーションを実施する。ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

#### (5) 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、「新潟県立病院医療情報システム整備業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

### 8 契約の締結

#### (1) 契約の締結の交渉

- ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について契約締結の交渉を行う。
- イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

#### (2) 履行期限

契約締結の日から平成32年7月31日まで

#### (3) 契約書の作成 要

### 9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。
- (4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された書類は、返還しない。
- (6) 参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。
- (7) 本業務の実施にあたり、提案書等に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更する事ができない。
- (8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

### 10 Summary

#### (1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Hospital

#### (2) Deadline for Application

December 19 , 2017 5 : 00 P.M.

#### (3) Deadline for Proposal Submission

January 16 , 2018 5 : 00 P.M.

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Office : Facility Operations Division, Bureau of Hospital Administration,  
Niigata Prefectural Government

Address : 4-1 Shinko-cho, Chuou-ku, Niigata City  
950-8570 Japan

Tel : 025-280-5557

Fax : 025-285-3843

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
魚沼市	(略)	(略)	魚沼市	<u>国民健康保険魚沼市立堀之内病院</u> (略)	<u>魚沼市堀之内</u> 4315 (略)
(略)			(略)		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム フレンドリーハウスみどりの杜 <u>特別養護老人ホーム はるか</u>	(略) 長岡市宮本町1丁目甲11番1  長岡市花園南部 <u>土地区画整理事業地28-1</u>	長岡市	(略) 介護付有料老人ホーム フレンドリーハウスみどりの杜	(略) 長岡市宮本町1丁目甲11番1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。